

## 別 表

### 乳がん検診精密検査医療機関登録の要件

#### 1 診療に従事する医師

次のいずれかに該当する乳がん診療を専門とする医師（常勤・非常勤は問わない）を配置していること。

- (1) 日本乳癌学会の専門医又は認定医
- (2) 日本乳がん検診精度管理中央機構の読影試験合格者
- (3) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前2号に準ずる技能を有すると認める医師

#### 2 問診・視触診

乳腺疾患の診療に熟知した医師が行うこと。

#### 3 乳腺X線撮影

- (1) 乳房X線撮影装置（マンモグラフィ）が日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、線量（3mGy以下）及び画質基準を満たすこと。
- (2) 少なくとも2方向撮影、圧迫スポット撮影及び拡大撮影が可能なこと。
- (3) 日本乳がん検診精度管理中央機構が主催（共催を含む）する読影講習会を修了し、十分な読影能力（評価B以上）を有する医師により読影されること。
- (4) 日本乳がん検診精度管理中央機構が主催（共催を含む）する撮影技術及び精度管理に関する講習会を修了し、評価B以上の診療放射線技師が撮影すること、又はその監督下に撮影されること。
- (5) 原則として、日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していること。ただし、合格していない場合は、年度内に申請する意思があれば仮登録（1年間）も可とする。

#### 4 乳腺超音波検査

- (1) 乳腺精密検査用超音波装置として推奨される超音波診断装置に、乳腺用の適切な探触子を接続して使用すること。
- (2) 乳房超音波検査に習熟した医師、臨床検査技師、診療放射線技師又は看護師が行うこと。
- (3) 乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断すること。

#### 5 細胞診・組織診

細胞診、針生検、吸引式組織生検及び外科的生検が実施可能であること。ただし、病理診断は外注でも可とする。

細胞診は病理専門医又は細胞診専門医により、組織診は病理専門医により行われること。

#### 6 記録の報告等

精密検査結果について、市町又は検診実施機関に速やかに報告すること。また、市町又は検診実施機関が実施する追跡調査等に協力すること。

#### 7 研修会、講習会、関連学会等への参加

乳がん診療に従事する医師・技師に次の研修会等を過去3年間に2回以上受講させていること。ただし、複数の医師・技師がいる場合は医療機関として規定を超えていること。

- (1) 日本乳癌学会、日本放射線技術学会、日本乳癌検診学会、日本超音波医学会、日本医学放射線学会、日本乳癌画像研究会、日本臨床細胞学会、日本乳腺甲状腺超音波医学会、日本乳がん検診精度管理中央機構（マンモグラフィ講習会、乳房超音波講習会）又は栃木県がん集検協議会（乳がん検診従事者研修会）
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずるものとして認める研修会等

#### 8 公表

乳がん検診精密検査医療機関として、公表に同意できること。